

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県健康づくり協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、無給とする。
- 3 常勤役員には、賞与及び退職手当その他の手当は支給しない。ただし、医師にあっては、医師手当として月額300,000円以内で別に定める額を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の定例報酬月額、常勤役員給料表（別表1）のとおりとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は給料表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 監事については監事の協議によって決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前条に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、協会旅費規程による。

(公表)

第7条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 財団法人宮崎県健康づくり協会役員の給与等に関する規程は、廃止する。

別表 1

常勤役員給料表

号	月額(円)
1	300,000
2	310,000
3	320,000
4	330,000
5	340,000
6	350,000
7	360,000
8	370,000
9	380,000
10	390,000
11	400,000
12	410,000
13	420,000
14	430,000
15	440,000
16	450,000
17	460,000
18	470,000
19	480,000
20	490,000
21	500,000
22	510,000
23	520,000
24	530,000
25	540,000
26	550,000
27	560,000
28	570,000
29	580,000
30	590,000
31	600,000

号	月額(円)
32	610,000
33	620,000
34	630,000
35	640,000
36	650,000
37	660,000
38	670,000
39	680,000
40	690,000
41	700,000
42	710,000
43	720,000
44	730,000
45	740,000
46	750,000
47	760,000
48	770,000
49	780,000
50	790,000
51	800,000
52	810,000
53	820,000
54	830,000
55	840,000
56	850,000
57	860,000
58	870,000
59	880,000
60	890,000
61	900,000
62	910,000

号	月額(円)
63	920,000
64	930,000
65	940,000
66	950,000
67	960,000
68	970,000
69	980,000
70	990,000
71	1,000,000
72	1,010,000
73	1,020,000
74	1,030,000
75	1,040,000
76	1,050,000
77	1,060,000
78	1,070,000
79	1,080,000
80	1,090,000
81	1,100,000
82	1,110,000
83	1,120,000
84	1,130,000
85	1,140,000
86	1,150,000
87	1,160,000
88	1,170,000
89	1,180,000
90	1,190,000
91	1,200,000